

[研究ノート]

# 戦後の地域金融機関における 「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の 実践の有無・態様に関する研究に向けて

由里 宗之

## 1. はじめに

### (1) 日米比較「地域銀行史」の“欠けたパズル片”

筆者は2018年春に上梓した『日米地域銀行の存続と再編』（由里 [2018]）の「はしがき」末尾において、次のように記した。

なお、既に記したとおり、本書で十分には記せなかったわが国の地方銀行の戦後史、またわずかしか言及できなかった第二地銀、そして全く言及できなかった信用金庫・信用組合に関しては、本心から、他日を期したいと考えている。「1930年代のはじめ頃に存在していた普通銀行のその後を問うのが本書であるから」という区切り方で、本書ではそれらの業態を基本的に差し置いて論を進めたが、戦後と言わず昭和戦前期においても、それらの業態（の戦前の組織）が果たした役割を決して軽んじるものではないからである。

すなわち、日本の、特に「戦後における銀行システムの持続・変貌」の時期における、地方銀行・相互銀行（第二地銀）の様相こそは、「本心から、他日を期したいと考えている」と述べた未着手の「空白期間」であった（図表1に再掲した同書の「モノグラフ配置図」参照）。

日米「地域銀行」の「日米比較史」の書としての同書の性格が「通史」ではなく「モノグラフ」（時期・金融業態などを特定した特殊研究、由里 [2018] pp. 11-14）であることから、筆

図表1  
日米地域銀行の存続と再編——対比年表上の諸章の位置づけ——

	日 本	米 国
明治期～昭和初期	国立銀行条例（米国同様、小銀行多し） →1920年代以降、大蔵省管理強化	二元銀行制度（state banks, national banks）
戦間期（1920年代）	1927銀行法以降、銀行統合推進 ③章「統制経済」志向： 戦前期銀行合 同政策の背景	1920年代の不安定期にも州権主義、農業者運動などにより単店銀行中心の銀行制度は不変
大恐慌期	④章「一県一行」主義： 当局主導の銀行再編 神戸銀行の成立・展開	①章 預金保険制度：小銀行政策の分岐点 ↓ 預金保険なし ↓ 預金保険制度などニューディール期銀行制度の形成
大恐慌～戦時期	⑤章「地方銀行」の自覚の生成と銀行合同政策との相克：兵庫県下3銀行の蹉跌	②章 小銀行独自の業界団体設立：「コミュニティ銀行業界」の制度的根幹保持の要求
戦後における銀行システムの持続・変貌	（この時期は下記以外、本書で検討していない；信金・第二地銀等も割愛） ③章3節 地銀協の戦中・戦後	⑥章 ニューディール期銀行制度の持続と変貌 ↓ 「ウォールストリート」発の金融危機とコミュニティ銀行業界
1990年代の日本の金融システムの崩壊	②章2節 神戸銀→太陽神戸銀→さくら銀→三井住友銀 （存在が薄れゆく「兵庫県の中心的銀行」）	
2008～09年リーマン金融危機（直後）		⑦章 小銀行業界団体の政治的自律性：ドッド・フランク法制定過程とICBA ⑧章 ニューディール期金融制度の評価：金融論壇の金融危機後の変化
現 在	⑩章 地方銀行業態が残った日本	←→ コミュニティ銀行業界が残った米国

出所：由里 [2018b]、p. iv

者は、昨春来、昭和戦後期の時期における地方銀行・相互銀行（昭和戦後期の大部分の時期においては「第二地銀」ではなく「相互銀行」として存在）にかかる「モノグラフ」——図表1の中の「欠けたパズル片」と言ってもよい——の主題を探ろうと努めてきた。

その過程（といっても未だ進行形であるが）において、筆者の脳裏に繰り返し去来する「未解明の研究課題」は、この「研究ノート」の表題にもある「戦後の地域金融機関における『リ

戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）  
「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無および（「有」の場合）その態様であった。

未だ「研究途上」の段階であるが、本誌の本巻が筆者早期退職の節目にあたるということもあり、本研究ノートにおいては、現時点における筆者の当該課題にかかる研究構想を、そのベースとなる関連研究・資料等に言及しつつ述べていきたい。

## (2) 本研究ノートの構成

以下、2節においては、上記「未解明の研究課題」に先立つ筆者の問題意識のあらましを述べる。それに続いて、同節の表題にも表れている、「金融庁による『リレバン』推奨の中で等閑視されてきた地域金融機関の従来の融資渉外・審査方式の実相」という筆者の問題意識に関連する研究書・論考・当局レポート等を挙げ、より具体的にその「等閑視」の様相を指摘する。

本ノートの主題上の中心部分をなす3節では、「それでは、地域金融機関の従来（特に昭和戦後期）の融資渉外・審査手法の実際はどうであったのか」という、前述の「未解明の研究課題」につき、現時点で述べることができる範囲で記す。

まず3節の前半においては、「昭和戦後期」という研究対象時期につき、果たしてそれが「現代」に属するのかどうかという問いも含め、時期区分の問題を考えたうえで、「高度成長期」そして副次的に「安定成長期」を研究対象時期の中心とする旨を述べる。そして同節の後半では、現時点までに収集し読み得た研究書・論考・金融機関刊行書等に基づき、地域金融機関の昭和戦後期の融資渉外・審査方式の実際に「リレーションシップ・バンキング」的なもの——「日本の『国産種』的な『リレバン』」とも呼び得ようか——が存していた可能性があるか否か、という問題に関し、筆者の現時点での「感触」を述べる。

そしてむすびの4節では、この研究ノートでは述べ尽くせなかった点も含め、今後の筆者の研究展望につき補足する。

なお、この「はじめに」の前半部分で述べたように、そもそも筆者の現在の研究の主たる契機かつ目的は、日米の地域銀行の比較史の試みである由里 [2018] の、その「欠けたパズル片」（日本の地域銀行の戦後期に関する「モノグラフ」）を埋めることである。同書が「地域銀行」の「銀行」の語にこだわり、銀行ではなく協同組織形態の信用金庫・信用組合をほぼ一貫して検討の範囲外に置いていることからすれば、同書の「欠けたパズル片」も日本の戦後の「地域銀行」である地方銀行・相互銀行（のちに第二地銀）に絞った研究でなければならないことになろう。

しかしながら、本研究ノートの2節・3節にて述べるように、日本の研究書・論考さらには当局の示達・レポートなどにおいても、地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合の4業態は

併せ論じられることが多く、またそのような論述において業態間を比較したコメントが理解の助けとなることも多い。それゆえ、本研究ノートにおいては、信用金庫・信用組合を含めた地域金融機関4業態を考察対象とすることにしている。

## 2. 金融庁による「リレーションシップバンキング」推奨の中で等閑視されてきた地域金融機関の従前からの融資渉外・審査方式の実際

### (1) 金融庁が突如提唱しはじめた「リレーションシップバンキングの機能強化」

2003年3月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクション・プログラム」(金融庁 [2003]; 以下「金融庁AP」)以来、わが国金融庁の地域金融機関(地方銀行・第二地銀・信用金庫・信用組合)に対する監督行政において、リレーションシップ・バンキング(融資先中小企業と金融機関との人的・長期継続的關係から金融機関が得る融資先の人的・組織的ソフト情報、および事業・キャッシュフローの継続的観察などに基づく与信判断・事後管理)<sup>(1)</sup>は、同庁による「リレーションシップバンキング」の言い換えである「地域密着型金融」ならびに対応する融資審査方式たる「事業性評価」と併せ、ほぼ恒常的にキーワードとなってきた(金融庁 [2005]・同 [2014]、同 [2016a]、同 [2016b] など)。

筆者自身もまた、リレーションシップ・バンキングが米国のコミュニティ銀行業界に一つの典型例を見ること、そして同国における中小企業金融の円滑化に寄与していることを、一連の拙著において記し(由里 [2000] pp. 24-27、同 [2003b] 第2章、同 [2009] pp. 4-5, 29-40、同 [2018] pp. 29, 316-319)、そのインプリケーションとして、わが国の地域金融機関がリレーションシップ・バンキングをより活発に行うことを是とする方向の議論を、しばしば展開してきた(由里 [2018] pp. 473-476 など)。

### (2) リレーションシップ・バンキングが金融庁AP以前に元々実践されていたか否かという論点

しかしながら、由里 [2018] をまとめる過程で、新たな——否むしろ「そもそももっと早い段階で問いかけておくべきであった」との至らなさ感を伴って——根本的な疑問として浮かび上がってきたのは、金融庁も地域金融機関も研究者の多くもが、揃って暗黙裡にまたは簡単な説明のみで前提としてきた、「リレーションシップ・バンキングはわが国の地域金融機関の実務において元々実践されていた」という認識に対する疑問であった。

そのような、すなわち④「わが国の『国産種』としての『リレバン』」——この④では「リレバン」という「リレーションシップ・バンキング」のわが国地域金融業界・行政における言い習わし<sup>(2)</sup>を用いる——という認識からは、「金融庁AP以降の『リレバン』推奨行政は、わが

戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）  
国地域金融機関の歴史・性格に照らしても特段新奇ないし無理なことを求めているものではない」ということになる。

他方、⑧『『外来種』としての『リレーションシップ・バンキング』』という捉え方が、わが国地域金融機関の金融庁AP（2003年）以前の融資渉外・審査手法の実情に照らし、（前記④との比較において）相対的により正しい認識である——言い換えれば、わが国の地域金融機関の金融庁AP以前の通例としてリレーションシップ・バンキングが実践されてきたとは言い難い——場合には、金融庁が地域金融機関4業態（地方銀行・第二地銀・信用金庫・信用組合）に「リレバン」を一律推奨することで中小企業金融ひいては地域経済を活性化させようとしているその政策にも、少なくとも部分的な修正が求められることになる。

### （3）金融庁APを境目に突如増加したリレーションシップ・バンキング関連の諸論考

「はじめに」の（1）末尾で、本稿執筆の動機の一つが筆者の本学早期退職であることに触れた。21年間の在籍期間中、一度だけ「流行の書き手（話し手）」を経験したのが、2003年4月初めの金融庁AP発出の直後から約半年間であった。思い出話や自慢話としてではなく一研究者の「証言」として記させていただければ、『リレーションシップ・バンキング入門』（由里 [2003b]）では最初で（今のところ）最後、印税収入というものを経験したし、地方銀行・信用金庫・信用組合などが聞き手の「リレーションシップ・バンキング特別セミナー」（業態の中央組織に加え、大手証券会社がそのような場をアレンジすることもはじめて知ることができた）や各地の地域金融機関の役員・支店長相手の講演の依頼なども相次いだ。

そのような場において、筆者としては、本節（1）でも記した由里 [2000]、および（金融庁APに数ヶ月先立つ）由里 [2003a] などに記していた「米国のコミュニティ銀行におけるリレーションシップ・バンキングの実践とその銀行経営にとっての効用」を中心に論じ、由里 [2018] 「はしがき」で「自己批判」した「出羽の守<sup>かみ</sup>アプローチ」による「（米国ではこれこれなのだから）わが国の地域金融機関もかくかく実践すべし」という筋書きの講話を、基本的には繰り返し演壇から述べていた。

当時の研究者および実務家による「リレーションシップ・バンキング」論文・論考の急増ぶりの一端を、CiNiiデータベース (<https://ci.nii.ac.jp/>) の検索ヒット件数により調べてみたい。まず、1990年<sup>(3)</sup>から2002年の13年間において、「リレーションシップ」・「バンキング（または貸出）」の両語を表題中に含む論文・論考はわずか1件（鶴身 [2002]）であった。

ところが同じ検索条件で2003年につき同データベースを用いると、「リレーションシップ」・「バンキング」で185件、「リレーションシップ」・「貸出」で1件（由里 [2003a]）と著増する。「リレーションシップ」・「バンキング」につき以後を見ると、2004年には65件、2005年は34件

となり、加えて2005年には「地域密着型金融」も38件が検索ヒットする（金融庁〔2005〕の影響であろう）。

それらの論文・論考の中に筆者自身のものも含まれるが、前述のとおり筆者は基本的に「出羽の守<sup>かみ</sup>アプローチ」（米国ではこれこれの様相、それゆえわが国の地域金融機関も、云々）を採っていた。村本〔2005〕（筆者は金融庁〔2003〕の理論的ベースとなった金融審議会金融分科会第二部会〔2003〕の審議メンバー）をはじめ、管見する限り2003～04年頃の主だった著作・論文も大差ないようである。

それも<sup>むべ</sup>宣なるかな、わが国地域金融機関における「リレバン」的な融資業務運営にかかる実態解明的な研究がそもそも、2003年金融庁APを受けて始まったものなので、誠実な書き手であっても、既往の研究論文を挙げる際には米国コミュニティ銀行のデータ・実践態様に基づく諸論文を主に挙げざるを得なかったのであろう。

#### (4) 日本の地域金融機関の従前からの融資渉外・審査方式の実相を把握するという未達成の研究課題

以上のような、いわば突如<sup>そう</sup>簇生した「リレーションシップ・バンキング論壇」の状況に対し、それに違和感を覚え研究者として議論を整理したいと考えた当時の論考として、加納〔2006〕を挙げることができる。上の(3)のはじめ近くで筆者自身の「体験」としても言及したが、当時の状況のはぼ的確と思われる描写も含め、若干長くなるが同論考の課題設定の部分（p.86）から引用したい。

2003年3月に金融審議会報告書『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』が発表されて以降、リレーションシップバンキングという言葉は、行政、実務、学会、それぞれの世界で急速に広がった。リレーションシップバンキングはリレバンと略称され、地域金融、中小企業金融の問題を解決できる魔法の呪文のようになり、万能薬であるかの如く言葉は一人歩きしたが、わが国ではこの分野の研究はまだ始まったばかりであり、わが国のリレーションシップバンキングの実態はいまだ明らかにされたというわけではない。そもそも欧米論文ではリレーションシップバンキングという用語ではなく、貸出手法の一つとしてrelationship lendingという言葉が用いられているが、これら欧米論文に〔照らしても〕わが国の研究〔に〕はやや違和感がある。

その原因は二つあると考えられる。第一に、リレーションシップバンキングの定義が明確ではなく、そもそもリレーションシップバンキングという言葉の用い方、意味するものが、産学官の3者の間で微妙な食い違いがあることにある。第二に〔中略〕

わが国ではメインバンクシステムという長い歴史を持つ経済システムがあり、わが国の金融の大きな特徴と言われてきたにもかかわらず、メインバンクシステムとの関連でわが国のリレーションシップバンキングが論ぜられていない。relationship lending を[米国論文におけるように]貸出手法の一つと捉えるのではなく地域のシステムとして考察する必要があるにも拘らず、その視点が忘れ去られている。[後略]

以下、加納自身の地方銀行・地方シンクタンク勤務の経験およびそれに由来する人的コネクション<sup>(4)</sup>もおそらく背景に、以下のような見解が述べられている（本研究ノートの主題との関連で着目されるものを抽出し、記述中には文意明確化のため引用者による言い換えも含まれている）。

- 1) 地域金融実務家の間には、[リレーションシップバンキングの主な特徴の一つである]長期継続的関係の構築は、行政からわざわざ改めて指示されるまでもなく、以前から地域金融機関が行ってきたことに他ならない、という批判的意見もある。（加納 [2006] p. 87）
- 2) relationship lending [借り手に関するソフト情報の生産] という単独の貸出手法でわが国の金融機関が中小企業に貸出を行っているわけではなく、むしろハード情報の補完的要素として機能していることが一般的。（同 pp. 90-91, 94）  
（この点に関しては、内田 [2010] pp. 78-79がBerger and Udell [2002] などにもとづき指摘するように、加納が挙げた米国の研究者自身、米国の特定の金融機関が単独の貸出手法に依拠することを一般的とは考えていないことを付言しておく。）
- 3) 米国論文ではソフト情報生産の担い手として loan officer の役割が重要視されているが、日本は預金係、融資係、渉外係のチームプレーによりそれが担われ、それら係の担当者の転勤サイクルも同時ではないことにより、ソフト情報の継続性が保たれている。（加納 [2006] pp. 91-93）
- 4) 日本で担当者のジョブローテーションが頻繁であることは、上の3で述べたソフト情報の継続性を損なう可能性を内包している。しかし日本では、金融機関役職員のみならず地域を媒介としたソフト情報の入手経路もあり（地元学校同窓など会員制クラブ類似の地域コミュニティの存在）、地元出身者比率の高い信用金庫などでは同じく地元出身者が多い中小企業からのソフト情報の入手に寄与するという、独特の地域的なメインバンク制度があるのではないか。（同 pp. 94-95, 96-97）
- 5) 中小企業の側に聞いたアンケートでは、取引金融機関に対し経営者の資質や技術力など自社のソフト情報をより理解するよう要望する声が多い。このことと、日本における銀行取引の継続期間が米国よりも平均して明らかに長いこととを考え合わせると、日本の金融機関は

長い間取引がある先でもソフト情報を必ずしも有効に生産できていない可能性がある。つまり、継続取引の期間の長さだけではなく、金融機関側のソフト情報読解力の質も重要である。(同 p. 95)

以上紹介してきたような、加納 [2006] の問題提起ならびに日本の金融機関のリレーションシップ・バンキング (同論考は「リレーションシップ貸出」をより正確な用語法と捉えているが本論では引き続きこの語を用いる) の実相に関する論述も踏まえ、内田 [2010] の書 (その筆者は加納との共同研究歴もある) では加納 [2006] の問題提起や疑問に対する解答も示そうとしている。そこでは、リレーションシップ・バンキング (または地域密着型金融) という言葉の意味内容の産学官の3者間での相違や、従来のメインバンク論との類似点・相違点<sup>(5)</sup> に関し、丁寧な整理が行われている<sup>(6)</sup>。

しかしながら、本研究ノートが研究課題とする「日本の地域金融機関の従前からの融資渉外・審査方式の実相」に関しては、内田 [2010] の場合、リレーションシップ・バンキングは地域金融機関の「実務上は特に目新しいものではないと考えてよいだろう」(p. 178) とする一方、「日本のリレーションシップ・バンキングに関しては [金融機関・中小企業間のリレーションシップ・融資条件等にかかる] データの利用可能性が限られていることもあり、実証研究は行われてこなかった」(p. 187) と述べ、加納 [2006] に比しても「従前からの様相」に関する検討は少ない。

他方、内田 [2010] では、実証研究のベースにし得るデータが (米国などに比すればまだ不十分ながらも) 得られ始めた2000年代に入ってからからのデータをもとに、自ら実証研究に取り組んでいる。そのような実証的検討は、たとえば家森 [2007] など、2000年代 (2000-2009) 半ば頃から増加していく (英文論文中心に詳細な文献レビューとして小野 [2011])。また家森 [2018] 第 I 部に見られるように、金融庁 AP 以降の「リレバン」推奨行政の勸奨対象である地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合の4業態 (以下「リレバン勸奨4業態」) を相並べて調査・検討対象とする研究も少なくないことも、特徴として挙げられる。

しかしそのような実証研究の増加も、筆者の現下の研究課題 (「従前」すなわち金融庁 AP より以前の地域金融機関実務はどうであったか) との関連では、AP 公表後の「機能強化」された——少なくとも多くの金融機関はそう努力したのであろう——「リレーションシップバンキング」に関するデータ・実証分析は、限定的な意味しか持ち得ないのである。

かくして、本段のタイトルにもある「日本の地域金融機関の従前からの融資渉外・審査方式の実相を把握するという研究課題」は、ほぼ未着手<sup>(7)</sup>の問題として残されているように思われる。



### 3. 昭和戦後期の地域金融機関の融資渉外・審査方式の「歴史的研究」に向けて

#### (1) 「金融庁APより以前」といっても、どこまで時期を遡ればよいか

今まで、「従前からの（すなわち金融庁APより以前の）融資渉外・審査方式の実相」という語句を何度も繰り返してきたが、そもそもその「従前」といっても仮に戦後だけでも期間は長い。前節の（4）で紹介した、長期継続的関係の構築は以前から地域金融機関が行ってきたこと、との加納 [2006] の指摘にせよ、またこれも同段で紹介した、リレーションシップ・バンキングは地域金融機関の実務上は特に目新しいものではないと考えてよいだろう、との内田 [2010] の捉え方にせよ、「それでは、長期継続的関係の構築やリレーションシップ・バンキングの実践はいつから始まったというのか？」という疑問に答えるものではない。

「いつから始まったか？」という問いに対する答のありうべき候補としては、たとえば（1）「戦後になって地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合という現在の『リレバン勸奨4業態』が出揃って以来」、（2）「高度成長期の過程を通じて」、（3）「安定成長期以来」、（4）「バブル崩壊後」などが、あくまで「仮に列挙すれば」程度のリストとして、さしあたり考えられよう。

#### (2) 昭和戦後期は「歴史的研究の対象時期」と位置づけられないか

それにしても、ここで筆者としては、「そもそも、たとえば政治史学の世界などで既に議論の蓄積がある（雨宮 [2014]）、戦後の時期を『歴史研究の対象時期』と『現代』とに切り分ける試みが、金融（機関）史の分野でも既になされていれば…」との思いを、抱かざるを得ない。さすれば、上記のような「いつから始まったか？」との問いに対し、日本の金融構造や金融機関業態の変化との関係も含めて議論されてきた「[70余年に及ぶ] 戦後の時代の『現代』からの切り分け」にかかる学説<sup>(8)</sup>を援用することもできたであろうに、と思われるのである。

たとえば上に挙げた政治史学分野の雨宮 [2014] は、「戦後」の中の明確な分断線を世界的冷戦体制崩壊・日本戦後成長期終焉の1990年頃に置き、以後、グローバリズム・市場主義の潮流が日本にも及び、経済界・政界は地方への利益配分システムを放棄し、地方は自立を迫られるようになった、と述べる（p.50）<sup>(9)</sup>。

金融（機関）研究の分野においても、戦後成長期終焉・バブル経済崩壊の1990年頃を時期区分的に大きな画期と考える論者は多い。既出の論者から一例を挙げれば、内田 [2018] pp.137-146は1990年頃を境目に以後を「失われた20年」と呼び、経済活動の沈滞、デフレ、長期間の金融緩和、そして金融機関の不良債権問題、貸渋り・（業況回復難の企業への）追貸

し現象、そしてその後の金融部門の「金余り」などを、その特徴的な現象として挙げる。

また、上記の1990年頃に先立つ1980年代前半において、高度成長期において特徴的であった金融構造は既に変化していた、と指摘されている。日本銀行金融研究所長（当時）の手になる鈴木 [1985] pp. 128-135は、①「オーバー・ローン」（多額の日銀貸出の常態化）、②「オーバー・ボロイング（企業の高い借入依存度）、③「資金偏在」（大銀行の資金不足と地方銀行等の資金余剰）、④「間接金融の優位」の4つの特徴は、「間接金融の優位」を除き解消した、と述べる（①～④の番号は引用者；鈴木 [2016] pp. 117-119も参照した）。

なお、鈴木 [2016] もその第7章の表題中に「失われた15年」という語を用い、同時期（「平成金融危機」以降2013年ぐらいまでのデフレ継続期を指しているよう）の諸特徴を指摘し、それらは上記内田 [2018] とかなりの部分共通している。一つだけ追加的に紹介しておきたいのは、鈴木 [2016] pp. 133にある下記の指摘である。

[1997-98年の] 平成金融恐慌を経て、日本の企業経営とマクロ経済の姿は一変した。

[1段落 略]

これからはゼロ成長に耐える経営体質に変わらないと生き残れないという論調が新聞、雑誌を支配し、企業経営者もその気になった。損益分岐点操業度を押し下げるために、支払利息、減価償却費、定例給与という固定費の圧縮に全力を挙げ、債務・設備・雇用という「三つの過剰」の解消に経営力を注ぎ込んだ。また非正規社員のシェアを引上げ、1人当たり人件費の圧縮を進めた。

ゼロ成長に耐える経営という企業の期待成長率の低下は、現実の設備、雇用、賃金の伸びを抑え、期待が「自己実現」するように現実の潜在成長率と総需要の双方の伸びを押し下げたが、設備投資が減少する時は、潜在成長率の低下よりも総需要の低下の方が大きいため、需給ギャップは拡大し、賃金と物価の持続的下落（デフレ）を引き起こした。

上記引用文中の企業経営者の「ゼロ成長でも耐えられる経営体質を志向する姿勢」は、たとえば日本銀行 [2018] が中小企業約2000社へのヒアリング調査の結果として報告しているように、現在もなお企業（特に内需依存型）の経営者の間で根強いようである。その姿勢を取る理由として、人口減少の予想とそれに伴う将来不安を挙げる声が多く、その点、鈴木 [2016] p. 218の「将来の経済成長率の低下を防ぎ、さらに高めていくためには、生産性の向上と並んで、就業者の増加対策が極めて大切である」という指摘とも整合的である。また同書 pp. 215-

戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）

217は、日本の戦後の経済成長率に対する生産年齢人口増減率の影響が強かったことを指摘しているが、下掲のように同増減率は今後2035年まで見渡しても減少傾向がはっきりしており（図表2 (a)；同年までに生産年齢人口に加わる年齢層は現時点でほぼ全て出生しておりその確実性は高い）、またそれは経済成長率の大局的トレンドとも符合している（図表2 (b)）。上記のような中小企業経営者たちの先行き不安は、経済学的にも根拠のあるものであろう。

そのような状況に照らしても、高度成長期を代表的な局面として含む昭和戦後期が「現代」——こちらは「失われた…年」を代表的な局面として含むであろう——に半ば慣習的に含まれる、そのような経済学分野の現状は見直しが必要ではないか、と思われるのである。

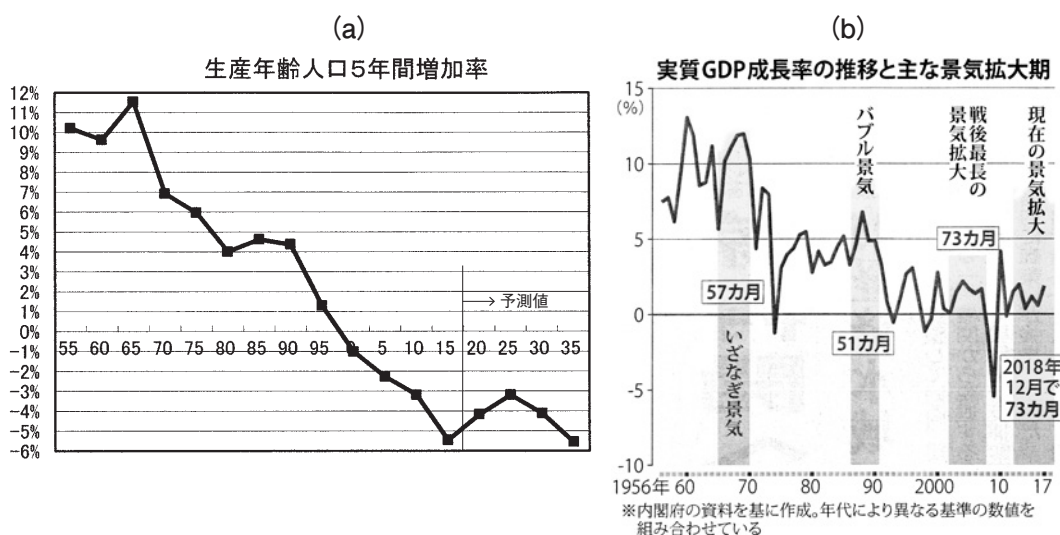
図表2

(a) 生産年齢人口の5年間増減率と (b) 実質GDP成長率の各々の推移

a1) たとえば“55”の数値は、1950年から1955年にかけての国勢調査15-64歳人口の増減率を示す

a2) “20”（2020年）以降は下記「日本の将来推計人口」の中位推計による

b) 「月例経済報告」（2018年12月分まで）など内閣府の諸公表データをもとに毎日新聞社作成  
 （「年代により異なる基準の数値を組み合わせている」との注記あり）



出所：(a) 図は中小企業庁 [2018] 第2-1-9図エクセルデータ ([http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/h30/html/b2\\_1\\_2\\_1.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/h30/html/b2_1_2_1.html)) より筆者作成、(b) 図は毎日新聞2018年12月21日朝刊

(3) 「金融庁APより以前の融資渉外・審査方式」の研究対象時期の候補としての昭和の  
 高度成長期・安定成長期

そもそも本節 (1) における課題は、「長期継続的関係の構築やリレーションシップ・バンキ

ングの実践がいつから始まったか？」という問いに対し、その研究対象時期の候補につき、あながち「あてずっぽう」ではない「<sup>あた</sup>り」をつけることであった。そして同段では、(1)「戦後になって地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合という現在の『リレバン勸奨4業態』が出揃って以来」、(2)「高度成長期の過程を通じて」、(3)「安定成長期以来」、(4)「バブル崩壊後」などを仮に列挙した。

本節の(2)で見えてきたように、(2)の高度成長期は、バブル崩壊・平成金融危機後の「現代」と経済面・金融面で相違する点が相当多いと考えられる。それとともに、高度成長期の始期は(1)の地方銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合という現在の「リレバン勸奨4業態」が出揃った1951年<sup>(10)</sup>とも近い。それゆえ、仮に(2)の高度成長期において長期継続的関係の構築やリレーションシップ・バンキングの実践が確認できた場合、その融資審査・渉外方式は業態発足時近くまで遡ると言う事ができ、前節(2)の加納[2006]の指摘事項の1)、すなわち「(リレーションシップ・バンキングは)地域金融機関が以前から行ってきたことである」ということにつき、「おおむね業態発足の頃以来」という長い時間の尺度で確認できた、ということになるであろう。

以上のように考え、筆者の当面の研究計画としては、昭和の高度成長期、副次的に安定成長期における地域金融機関（「リレバン勸奨4業態」）の融資渉外・審査方式を調べることを眼目としたい、と考えるに至った。なぜ安定成長期を副次的に加えるかと言えば、次段で述べるように研究書・論考や金融機関年史などの諸文献は、高度成長期とそれに続く安定成長期を通じた検討・叙述を行っているものも多く、また安定成長期との比較で高度成長期を俯瞰的に捉えたものもあるからである。

そしてまた、同時にその時期を「現代」と区分された「歴史研究の対象時期」と位置づけられるかどうか、また仮に高度成長期や安定成長期が「歴史上の時代」として、時代の移り変わりにより支配的な学説や論壇の論調も影響を受けたのかどうか、といった、「経済（学説）史のそもそも論」的な問い<sup>(11)</sup>も併せて考えていきたい。

なお、深尾・攝津[2018](p.2など)および深尾[2018](p.9など)による区分では、「高度成長期」は1955-1972年、「安定成長期」は1973-1990年、「長期停滞期」は1990-2015年と位置づけられている。そういった区分も参考に、さしあたり高度成長期を1950年代半ば頃から1970年代初期、また安定成長期を1970年代半ば頃から1980年代半ば頃（上記と異なりバブル経済期は除く）と考えることにする。

#### (4) 高度成長期の金融構造と「中小企業金融専門金融機関」の役割

既に本節の(2)において、鈴木[1985]が指摘する高度成長期の金融構造の4つの特徴に

戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）

言及した。すなわち、①「オーバー・ローン」（多額の日銀貸出の常態化）、②「オーバー・ボロイング（企業の高い借入依存度）、③「資金偏在」（大銀行の資金不足と地方銀行等の資金余剰）、④「間接金融の優位」であったが、実際、当時の金融論学者や金融実務家たちの議論を見ると、そのような「マクロレベル」（個々の金融機関の支店レベルの対与信先関係や融資判断の実務という「ミクロレベル」とは対極に位置する、との意味において）の現象や課題に関するものが論考・対談・書籍等の割合として相当多いことが分かる。

「はじめに」（1）の末尾および同（2）本ノートの構成の説明で述べたように、本段以下は「研究途上」（しかも文献収集段階という意味での「途上」）での「スケッチ」のようなものにならざるを得ないが、現時点までに筆者が文献収集し読解し得た範囲で、以下「少なくともこの文献やポイントは紹介しておきたい」と考えるものを中心に述べ進めることにする。

まず、上記の①・②・③が1960年代において、都市銀行・大企業部門のみならず地域金融機関・中小企業部門をも巻き込む大きな問題であり続けた（中小企業金融の視点からは「③」として「金融の二重構造（論）」<sup>(12)</sup>が追加できよう）ことは、たとえば当時の『金融ジャーナル』誌の特集（「オーバー・ローンと都市銀行の立場」、1962年12月号、pp.6-21）ならびに川口および河合 [1965]、また後藤 [1991] など、数多くの同時代・後代の論説・対談・研究などに記されている。

「金融の二重構造論」においては「貸し手の二重構造」も論ぜられ、「中小企業向け金融組織」は、中小企業金融を金融環境により増減させる大手銀行の行動にかかわらず、中小企業の資金需要に対する安定した資金供給源として役割が期待されていたし（川口 [1965] p.14）、そのことが政策的にも中小企業専門金融機関の制度の根拠と認められていた（金融制度調査会 中小企業金融問題特別委員会 [1967] など）。

筆者は由里 [2018] p.75、p.477などにおいて、米国のコミュニティ銀行が「リレーションシップ・バンキングの実践こそ自らの業界の経営上の強みであり対顧客・対政策担当者への訴求ポイントにもなりうる」ということを見出したことの土台として、その業界人たちが「自分たちの銀行業のかたち」を考え続けてきた歴史がある、と述べた。それとの連想で言えば、特に信用金庫業態が上記1960年代後半の中小企業専門金融機関制度論議における自業態の役割の主張ならびに上記特別委員会答申の内容——それは信用金庫人たちが「信用金庫業務のかたち」を自らに問いかける契機となったはず——を今に至るまで「業態の記憶」に留めようと努めている（たとえば全国信用金庫協会60年史編纂室 [2012] pp.147-149）ことは、同業態の融資渉外・審査方式の実践にも少なからぬ影響を及ぼしてきたのではなからうかと思われる。

2節（2）で述べた、㉠「わが国の『国産種』としての『リレバン』」か、それとも㉢「『外来種』としての『リレーションシップ・バンキング』」か、という本研究ノートの中心的な問いか

けとの関連では、上記特別委員会答申が中小企業金融専門機関を設ける理由を挙げる、その一つに目を引かれる。すなわち「中小企業に適した金融：中小企業の一般的性格を十分理解し、経営内容を熟知した専門機関であればきめ細かい経営上のアドバイスを与えながら金融を行い、中小企業の発展につなげられること」（金融制度調査会 中小企業金融問題特別委員会 [1967] p.72）というくだりなどは、金融庁 AP 以降の近年の金融当局等の「リレーションシップ・バンキングの勧奨」の文書に載っていても違和感がなく、まさに上記④の「わが国の『国産種』としての『リレバン』」（少なくともその政策的勧奨）の存在を物語るものと言えるかもしれない。

### (5) 高度成長期の地域金融機関の対与信先関係に関して示唆的な論説2編

前段の末尾で、「わが国の『国産種』としての『リレバン』」はその政策的勧奨というかたちで（高度成長期の最中に）存していたようだ、と述べたが、問題はそれに呼応する（ないしは先立つ）金融機関の実践があったかどうかである。そのためには地域金融機関4業態の「史資料」、すなわち銀行・信金等の周年史、銀行・信金等（元）経営者の回想録等、業界誌・調査レポートなど既刊資料に広くあたるとともに、地銀・信金の中央協会の内部資料（通達・示達指針等）にも当たる必要がある（信金業態につき先行する取り組みとして注7で挙げた一連の新井ペーパーがある）。

筆者は現時点ではそのような文献・資料渉猟に手をつけたばかりであり、収集済のもの多くは金融専門誌や業界団体がまとめた学者等の論考集などである。たとえば高田 [1973 (1971)] pp. 290-291 には以下のような記述があり、地域金融機関における対与信先関係の実際においても（わが国「固有種」としての）「リレバン」の実践があったことを示唆しているようにも見える。

…重要なことは、商業者への貸付は通貨性預金を金融機関が管理する役割を果たさなければつまり、預金についてメインバンクの地位を獲得し、営業性預金の主要部分を管理するのでなければ、彼等の信用度を判断する手がかりをもたないのである。このことは、一般に業種にかかわらず、すべての零細企業について言えることであって、金融機関にとって預金業務はリスクな貸付をさけるための重要な手段 [で] ある。

このように小零細企業の金融は、企業の実態が複雑、多様であるために非常に手間のいる仕事となる。ここに人縁性を重視した協同組織金融機関の社会的存在理由がある。… [人縁性] は企業の実態を [知] り、企業の要求に応じる金融サービスを提供するための企業との人的交流であって、企業診断能力とコンサルタント機能は人縁的

結合に不可欠の条件なのである。[中略] [協同組織金融機関においても] 金融機関性が高まると組合員の意識によって金融機関としての運営が保障されるのではなくて、金融機関の職員が、組合員や会員の企業の実態をよく知っているということが重要になる。このような企業と金融機関の密着を欠けば、小零細企業への融資はできないのである。つまり正確な資金計画があったり、財務諸表を整備している企業は殆どないから、銀行方式の審査はできないわけである。[後略]（傍点原文）

引用部分の最初の段落の「営業性預金の主要部分の管理」（そのくぐりには当座預金口座の動向の観察が米国コミュニティ銀行の与信先管理にとり重要と指摘したNakamura [1993] を想起させる）からはじまり、この高田 [1973 (1971)] の述べる与信先管理や渉外活動には、リレーションシップ・バンキング理論と相通じる業務態様が多く含まれる。ここでも、「論じられているからといって実際に金融機関（今の場合信金・信組）で実践されていた証左にはならない」という問題は当然あるものの、その「実践の証左」を求めて前述の地域金融機関諸業態の史資料に根気強く当たることを筆者に促すには十分である。

しかしながら、上掲論考の著者高田博(当時中央大学)と同じく「中小企業金融研究会」(全国信用金庫協会小原鐵五郎会長の依頼・出版資金支援で川口弘中央大学教授のもと中小企業金融論関係の学者が参集したもの [小原 [1975]]) の一員であった森静朗(当時日本大学)の手になる森[1983(1982)] pp. 83-85の述べる、恐らく1980年代初頭の下記引用文の状況は、やや異なった様相を示している。

[前略] 中小企業金融専門と銘を打っている金融機関が中小企業金融に特化しているかどうか疑わしいふしがみられる。

第一に、相互銀行、信用金庫、信用組が高度成長下で優良企業を追い求め、大口化傾向から中小企業への貸出しの仕振りがしだいに希薄になり、安全性を求めるあまり、中小企業の先行き不安ということから、貸出しを警戒しはじめ、証券保有の増加によって貸出しの低下をカバーしようと預証率の増加がみられる（本当に貸出先がないのか、掘下げが足りないのか判断はつきかねるが）。金融機関のなかには、中小企業は先行き不安であり、良い貸出対象ではないから、新しい貸出先を求めなければならないと消費者分野を検討しているところが多い… [後略]

第二に、金融機関が効率化を急ぐあまり顧客管理が不十分になり、貸出しの事後処理の手抜きが増加している。たとえば、一過性倒産ということばを耳にするが、これは、かつては、貸出しのあと、借入者の自宅を月々訪問して企業の経営内容や経過

を丹念にみつめていたものが、借入者への事後の接触はコスト高になるものとして、月々の接触を切断して、割賦返済によって、銀行払込みを利用する借入者管理の手抜きが行われていることである。

月々訪問して事後管理が行き届いている場合には、借入者の実態の把握が行なわれ、助言や指導も可能であり、時によっては追加融資によって借入者の困難な事態を切り抜けることが可能になる。しかし、借入者の日常の状況を把握しない行動が効率化であるという発想は中小企業専門性ということからまったく遠い存在となっており、一過性〔倒産〕ということ自体に専門性の放棄と怠慢があるのではないかと思われる。

第三に中小企業が長期不況のなかでも、新しい製品開発とか新需要の創造のために努力をし〔ているのに〕、金融機関の側が担保主義と保守的性格の惰性から、ハンコ主義であって、資金の需要に応じないというのである。〔後略〕

この引用文からは、1980年代はじめ頃の中小企業金融専門金融機関（少なくともその少なからず）が、ちょうど2003年金融庁APが改善を促したような、消極的貸出姿勢や担保主義、どぶ板を踏んで足しげく通う与信管理・渉外の忌避、その一方で個人消費者向け与信への傾斜姿勢に陥っていたことが伝わってくる。先に紹介した高田〔1973（1971）〕が示唆しているように見える（わが国「固有種」としての）「リレバン」の姿との差が、約10年の隔たりとそれに伴う安定成長期における金融機関の変化によるものか、それとも金融機関の実態の変化よりも両著者の執筆意図等の差によるものかは分からない。ただ、二つ言えることは、両著者が「中小企業金融のあるべき姿」に関し共通点の多いビジョンを有していること、そしてわが国「固有種」としての「リレバン」の実践の存否に関し、「高度成長期（から安定成長期にかけて）の時期、少なくともある程度の数の金融機関によって、それは実践されていた」ということを高田〔1973（1971）〕も森〔1983（1982）〕も示唆している、ということであろう。

#### 4. 結びに代えて

前節（5）で引用した森〔1983（1982）〕にもその一端が記されている、安定成長期における地域金融機関・中小企業金融を取り巻く環境の変化については、現時点で筆者にある程度考えはあるものの、別稿に譲りたい。一つだけ申せば、仮に高度成長期に「リレバン」の実践が存在していたとして、同時期においても次の安定成長期においても、地域金融機関にとっての（新たな）経営課題（と経営者が認識するもの）は間断なく立ち現れ、「リレバン」に注力し続け



戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）ることから「気を散ら」せてしまう要因も多かったのではなからうか、ということである。

すなわち、金融庁APを受け地域金融機関人から発せられた「われわれは以前より（わが国「固有種」としての）リレバンを行ってきた」という言が、あながち「とっさに思いついた受け答え」ではなかったとしても、「リレバンをずっと優先課題としてブレずに行ってきた」と言うことのできる金融機関は相当少なくなるのではなからうか。

また、前節の後半すなわち（4）（5）で全く言及できなかった地方銀行、そしてほぼ言及できなかった相互銀行に関しても、別稿に譲りたい。これに関しても一つだけ付言すれば、由里[2018]終章4節にて発した「日本の地方銀行業界は『銀行業のかたち』を自らに問い実践を試みてきたか？」という問いに関し、「少なくともリレーションシップ・バンキングを軸とするような『地方銀行業のかたち』を追求してきた」ことを示すような史資料を、筆者は現在まで見出し得てはいない<sup>(13)</sup>。

なお信用金庫・信用組合2業態の場合、3節（4）でも言及したように、1966年から67年にかけての金融制度調査会における協同組織金融機関の株式会社化も含めた「中小企業金融のあり方」論議が契機となり、中小企業の資金ニーズの実情や信用金庫・信用組合の中小企業金融のあり方に関する考察（前掲高田[1973（1971）]や森[1983（1982）]もその一環）や業態方針の策定が、「信用金庫（信用組合）の中小企業金融のかたち」の追求に、ある程度つながったのではなからうか、と思われる。もちろん、そのようにして追求された、それら業態の「信用金庫（信用組合）の中小企業金融のかたち」がリレーションシップ・バンキングの方向をどの程度向いていたかは、自ずと別次元のことであり、それもまた今後の考察課題であろう。

最後に、今まで集めた文献や史資料を見る限り、少なくとも金融機関・業態の自覚的・持続的な、文書・研修等による継承・伝播を伴う組織的営みとしての「リレバン」は、信金・信組の協同組織業態も含め、2002年以前にはなかった可能性が否めないように思われる。かつて銀行業界にいた筆者の感触としても、金融庁AP以前の「リレバン」的な取り組みは、あったとしても、中小企業への信用供与に比較的誠実に取り組む金融機関・支店または審査・業務本部の担当部課・担当者限りのものだったように感ぜられる。

「中小企業と信に比較的誠実な金融機関・支店・担当者の実践レベルでのみ存していたリレバン」というものを、具体的にどう探れば良いのか、一つの手法は「オーラル・ヒストリー」すなわち金融機関元役職員への聞き取りであろうが<sup>(14)</sup>、そこまで辿る道のは遠いように思われる。しかし筆者としては、その長い道を通る可能性も含め、今後さらに研究構想を暖めていきたいと考えている。

【注】

- (1) 金融庁の用語法では、「リレーションシップ・バンキング」は、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクション・プログラム」（金融庁 [2003] ; 「金融庁 AP」）の表題におけるように、中点（・）なしで「リレーションシップバンキング」となるが、本論では元の英語 “relationship banking” が2つの単語からなることに合わせ、原則として中点（・）付きで表記し、金融庁 APにかかると金融庁の政策を指す場合のみ「リレーションシップバンキング」の表記を用いる。
- (2) たとえば、橋本 [2016] 3章5節の「リレバンを取り戻せ」という表題および同節中の「リレバン」の使用例、など。
- (3) 英文（主として米国研究者）の研究論文において、リレーションシップ・バンキングの中小企業金融にとっての効用・副作用などの研究が現われ始めるのは、ほぼ1990年代に入ってからである（内田 [2010] 第2章およびpp. 270-275、村本 [2004] pp. 14-23、由里 [2003b] pp. 24-27）。そのため、リレーションシップ・バンキングに関する邦語論文を検索するうえでの始期も1990年とした。
- (4) 加納正二氏の地方銀行（大垣共立銀行）および地方シンクタンク（岐阜県産業経済研究センター）での勤務経験は、同氏が博士後期課程を修了し助手採用もされた大阪大学大学院国際公共政策学研究科の広報誌「OSIPP ニューズレター」No. 6 (Spring, 1998) に紹介されているほか、筆者自身、日本金融学会中部部会での同氏の報告時（2000年10月7日）に聴き及んだ。（同ニューズレターのバックナンバーは <https://www.osipp.osaka-u.ac.jp/ja/newsletter/index.html> にて閲覧可能。）
- (5) なお、加納 [2006] の問題意識において中心的な問いとなっている「リレーションシップ・バンキングと（メインバンク論で指摘されてきた）メインバンクの役割との異同」に関し、内田 [2010] は「両者が多くの類似点を持つことは明らかである」（p. 180）とし、またリレーションシップ・バンキング論とメインバンク論の理論的根拠・典拠は似ていてそれら両論議を「明確に区別することは難しい」（p. 179）と述べている。
- (6) リレーションシップ・バンキングの理論とメインバンクの理論との異同の考察に取り組んだ研究としては、内田 [2010] のほか、清水および家森 [2009] も挙げることができる。この文献レビュー論文は、おおむね1990年代以降の銀行・借り手企業間の長期的貸出関係と銀行の情報生産機能との関連（メインバンク論もリレーションシップ・バンキング論もその関連の分析を中心とする点で共通する、とする）に取り組んだ、主として英文の論文多数を整理したものである。その結語部分においては、「メインバンク論も長期的貸出関係によって（銀行・借り手間の）情報の非対称性を克服する銀行の情報生産活動が促進されることを論じる点でリレーションシップ・バンキング論と共通するが、メインバンク関係の場合は持ち株や役員派遣など『付随的關係性』が加わり、そしてこの『付随的關係性』こそが [日本の戦後期のような] 『銀行中心システム』特有の経済効率性上のコストをもたらす」との趣旨のことを述べている。

- 戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）
- (7) そのようななか、「[日本の戦後の] それぞれの時期におけるリレーションシップバンキングのあり方とその環境要因の特殊性を明らかにする」という研究企図による新井 [2011]（引用部分はp. 384）は、それに続く新井 [2012]・新井 [2013] とともに貴重な先行研究と言えよう。それらの論考は信用金庫業界に的を絞ったもので、その渉外活動（金庫協会の方針・アンケート結果）や同業態の中小企業取引関連のデータなどの検討を行っている。
  - (8) 2017年から2018年にかけて出版された「岩波講座 日本経済の歴史」の第5巻『現代 1』（日中戦争期から高度成長期まで）（深尾ほか [2018a]）と第6巻『現代 2』（深尾ほか [2018b]）という、「現代」を2つに大きく分ける試みは、あるいは筆者と通底する問題意識によるものかもしれない。しかしながら、「いったい、いつになったら高度成長期が『現代』から『歴史の一時期』へと切り分けられるのだろうか？（さすれば『高度成長期よ再び』 幻想からこの国も脱却できるのに）」との残念な気持ちは、この『現代 1』の表題についても残らざるを得ない。
  - (9) この雨宮 [2014] の所説につき、筆者なりに本研究ノートの関心領域へと敷衍すれば、「地方は自立を迫られるようになった」の一端として「（地方や大都市圏の中小工業地区・非都心型商業地区などを融資基盤とする）地域金融機関は（地域経済活動の全体的浮揚を待つのではなく）各自がリレーションシップ・バンキング機能強化をなすことにより取引先中小企業の業況改善や事業拡大に能動的に寄与することを求められるようになった」のではないか、との捉え方も可能なのでは、と思われる。もっともこの点は、今は文字通り“note”（メモ書き）にとどめたい。
  - (10) 営業無尽から相互銀行への転換は、1951年6月公布の相互銀行法に基づき同年10月以降約2年間の間に（全国相互銀行協会 [1971] pp. 163-166）、また市街地信用組合等から信用金庫への転換は、同じく1951年6月公布の信用金庫法に基づき同年10月以降約2年間の間に（全国信用金庫協会60年史編集室 [2012] pp. 67-71）、各々実施された。
  - (11) 2節（4）で紹介した内田 [2010] は、加納 [2006] の「リレーションシップ・バンキング論は以前から研究蓄積があったメインバンク論とどこが違うのか（金融庁 AP を境に前者が後者にとって代わるのは納得できない）」との趣旨の議論も受け、次のように述べている。「…両者が多くの類似点を持つことは明らかである。メインバンクモデルに関しては、バブル期以前に銀行の業績が好調な時期には日本経済の強みの源泉の一つとして注目を集めたが、金融危機が発生し金融機関のさまざまな問題が明らかになるにつれ、急速に興味を失われ、批判的言及が増えていった。しかし、その後よく似た理論的根拠を持つリレーションシップ・バンキングが注目を集めることとなったのである。[段落改め] もちろんこうした興味の変化は客観的な分析結果に裏づけられている部分も多い。しかし…断定的な結論を下せるほど多くの研究が蓄積されているわけでもない。なぜ同じ理論的根拠を持つ銀行モデルに対する評価がこのように大きく変わるのか、その理由を明らかにする分析が必要であろう」（内田 [2010] pp. 180-181）。この疑問につき、筆者自身何かを教示できるほどの思考・研

究の蓄積はないが、「その理由を明らかにする分析」においては少なくとも、経済学者（集団）もまた（科学的思考の諸原則によってのみ行動しているのではなく）「知識社会学」の対象として十分興味を惹き得る人間（の集まり）にほかならない（神武 [2006] 第8講「経済学史の理論」を参照）というメタレベルの視座が必要なのではあるまいか、と思われる。

- (12) 「金融の二重構造論」の主たる論者とされる（たとえば齊藤 [2003] p.37）川口弘の手になる代表的著作の一つ、川口 [1965] から、「金融の二重構造」に関する説明を以下引用する。「…金融の二重構造といわれている現象は、銀行の大企業と中小企業に対する差別的行動であり、より具体的には、(1) 借手起業の規模的格差に代表される貸付条件の差別化、(2) ④静態的には銀行の特定大企業群に対する集中融資や人的交流による癒着関係ないしは系列支配、⑤動態的には景気循環過程での融資活動における中小企業のクッション的利用——緩和期における中小企業向け貸出しの相対的伸張と逼迫期における中小企業へのシワ寄せの引締め——という…両現象を指しているようである」（同 p.10、傍点原文）。
- (13) 高度成長期の都市銀行が「中小企業融資のクッション的利用」（注（12）参照）で批判されたように、「地方における上位行」である地方銀行も、地元の中堅企業や主要地場産業ならともかく、小零細企業一般に対しては自行の貸出資金余裕度に応じ「選り好み」できる立場であった可能性があろう。加えて（中小企業専門金融機関という制度的制約がないため）東京・大阪支店等において大企業融資も自由に伸ばすことができ、地元と大都市部の大・中堅・優良中小企業で資金利益の基盤を固めてしまうことも可能であった（特に地方銀行の上中位階層）（荒井 [1965] pp.131-132）。結果として、小零細企業に対するきめ細かな「リレバン」をせずとも株主・主要預金者に顔向けのできる利益（与信コスト差引後）が確保できる場合も多く、その場合「リレバン」を行うかどうかは個別行の経営陣の意識次第という状況であったのではなからうか（少なくとも [信用金庫業態におけるように] 全国地方銀行協会が全加盟行に対し「地方銀行のあるべき姿」として呼びかける動機は存在しなかった可能性が高からう）。
- (14) もう一つの方途は、2節（4）で紹介した近年の実証研究のような定量的分析を、過去の一定時点における中小企業アンケートやそれら中小企業の取引金融機関の情報、ないしは個別金融機関の融資先・貸出金データを基に行うことであろう。研究例としては、たとえばBodenhorn [2003] は後者のパターンのデータ（ニューヨーク州Black River Bank [現存せず] の1855～58年の融資記録簿）に基づき、リレーションシップ・バンキング理論と統合的な銀行・借り手関係を実証している。もっともこれは、約1世紀半前の例外的によく保存されていたデータに基づく成果であり、筆者の今後の考察対象たる昭和戦後期という約半世紀前のデータ（金融機関も融資先も現存するケースが少なからう）につき、同様のデータにアクセスし成果を開示できるかどうか（またそもそも長くとも「10年保存」の日本の金融機関に保存例があるのか）、やはりハードルは低くなさそうである。

- 戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）
- 【引用文献】**（URLは2019年1月7日に接続可能性を再確認している [文中のURLについても同様]）
- 雨宮昭一 [2014]、「政治学・歴史学の戦後、現代、現在」、福永文夫・河野康子編『戦後とは何か（下）』、丸善出版、pp. 39-57
- 新井大輔 [2011]、「1970年代における都銀と信金の競争激化とRB」、『商学論纂』（中央大学）、第52巻5・6号
- [2012]、「1980年代における中小企業貸出とリレーションシップバンキング」、『商学論纂』（中央大学）、第54巻3・4号
- [2013]、「高度成長期における『金融の二重構造』とリレーションシップバンキング」『東京立正短期大学紀要』、41号
- 荒井正夫 [1965]、「地方銀行、相互銀行、信用金庫」（第3章「貸し手の二重構造」のⅡ）、川口 弘および河合一郎（編）『日本の金融』、有斐閣、pp. 115-140
- 内田浩史 [2010]、『金融機能と銀行業の経済分析』、日本経済新聞出版社
- [2018]、「低成長下の日本の金融システム—バブル・危機・停滞下の安定」、（下掲）深尾ほか [2018b] 所収、pp. 109-154
- 小野有人 [2011]、「中小企業貸出をめぐる実証分析：現状と展望」、『金融研究』（日本銀行金融研究所）、2011年8月、pp. 95-143
- 小原鐵五郎 [1975]、「発刊にあたって」、川口 弘（著者代表）・堀家文吉郎（編）『金融効率化と中小企業金融（上巻）』、日本経済評論社、pp. 3-4
- 加納正二 [2006]、「日本におけるリレーションシップレンディングとソフト情報」、『国際公共政策研究』、第11巻1号、pp. 85-101
- 神武庸四郎 [2006]、『経済史入門—システム論からのアプローチ』、有斐閣
- 川口 弘 [1965]、「金融構造の特徴」、川口 弘および河合一郎（編）『日本の金融』、有斐閣、pp. 1-34
- 川口 弘および河合一郎（編） [1965]、『日本の金融』、有斐閣
- 金融審議会金融分科会第二部会 [2003]、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」、2003年3月27日（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>）
- 金融制度調査会 中小企業金融問題特別委員会 [1967]、「中小企業金融制度のあり方について」（答申）、『金融』、1967年12月、pp. 70-77所載
- 金融庁 [2003]、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」、平成15年3月28日（<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html>）
- [2005]、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」、2005年3月29日（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4.html>）
- [2014]、「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針」、2014年9月11日

(<http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>)

—— [2016a]、「企業ヒアリングを踏まえた地域銀行との対話について」、2016年5月23日

(<http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryoku/20160523/02.pdf>)

—— [2016b]、「金融仲介機能のベンチマーク」、2016年9月

(<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf>)

後藤新一 [1991]、「銀行」、米川伸一ほか（編）『戦後日本経営史 Ⅲ巻』、東洋経済新報社、pp.76-135

齊藤 正 [2003]、『戦後日本の中小企業金融』、ミネルヴァ書房

清水克俊および家森信善 [2009]、「長期的貸出関係に関する理論と実証—展望—」、『金融経済研究』第28号、2009年4月、pp.23-46

鈴木淑夫 [1985]、『金融自由化と金融政策』、東洋経済新報社

—— [2016]、『試練と挑戦の戦後金融経済史』、岩波書店

全国信用金庫協会60年史編纂室 [2012]、『信用金庫60年史』、全国信用金庫協会

全国相互銀行協会 [1971]、『相互銀行史』、全国相互銀行協会

高田 博 [1973 (1971)]、「借り手ならびに預金者としての小零細企業」、川口 弘（監修）・全国信用金庫協会（編）『金融構造の変化と中小企業金融』、日本経済評論社、pp.278-291（初出：『金融ジャーナル』、1971年9月号）

中小企業庁（編） [2018]、『2018年版 中小企業白書』、日経印刷

(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/h30/index.html>)

鶴身 潔 [2002]、「金融変革の進展とリレーションシップ・バンキング」、『甲南経営研究』、第43巻1号、2002年6月、pp.1-21

日本銀行 [2018]、「地域経済報告—さくらレポート—（別冊シリーズ）：高水準の収益対比で控え目な企業の支出スタンスの背景—中小企業を中心に—」、日本銀行、2018年6月4日

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rerbl80604.htm/>)

橋本卓典 [2016]、『捨てられる銀行』、講談社

深尾京司 [2018]、「成長とマクロ経済」、(下掲)深尾ほか [2018b] 所収、pp.2-29

深尾京司および攝津齊彦 [2018]、「成長とマクロ経済」、(下掲)深尾ほか [2018a] 所収、pp.2-28

深尾京司・中村尚史・中林真幸（編） [2018a]、『現代 1—日中戦争期から高度成長期（1937-1972）』、「岩波講座 日本経済の歴史」第5巻、岩波書店

——・——・——（編） [2018b]、『現代 2—安定成長期から構造改革期（1973-2010）』、「岩波講座 日本経済の歴史」第6巻、岩波書店

村本 孜 [2005]、『リレーションシップ・バンキングと金融システム』、東洋経済新報社

森 静朗 [1983 (1982)]、「中小企業金融の変化と諸問題」、中小企業金融研究会（編）・東京都信用金庫協

戦後の地域金融機関における「リレーションシップ・バンキング」的融資業務の実践の有無・態様に関する研究に向けて（由里）

会（監修）『金融経済の激変と中小企業金融』、日本経済評論社、pp. 53-86（初出：『商工金融』、1982年9月号）

家森信善 [2007]、「リレーションシップバンキング機能は強化されたか—関西地域企業アンケートに基づく分析」、筒井義郎および植村修一編『リレーションシップバンキングと地域金融』、日本経済新聞出版社、pp. 47-80

———（編著）[2018]、『地方創生のための地域金融機関の役割—金融仲介機能の質向上を目指して—』、中央経済社

由里宗之 [2000]、『米国のコミュニティ銀行—銀行再編下で存続する小銀行—』、ミネルヴァ書房

——— [2003a]、「中小企業への信用供与円滑化に向けた有用な手法である」（特集：リレーションシップ・バンキングの研究）、『金融財政事情』、2003年1月6日、pp. 92-97

——— [2003b]、『リレーションシップ・バンキング入門—地域金融機関と顧客・地域社会との互恵的関係のために—』、金融財政事情研究会

——— [2009]、『地域社会と協働するコミュニティ銀行—米国のコミュニティ銀行・クレジット・ユニオンとNPO—』、ミネルヴァ書房

——— [2018]、『日米地域銀行の存続と再編—なぜ日本の地域銀行は減っていくのか—』、ミネルヴァ書房、2018年4月

Berger, Allen N., and Gregory F. Udell [2002], “Small Business Credit Availability and Relationship Lending: the importance of bank organizational structure,” *Economic Journal*, Vol.112, pp. F32-F53

Bodenhorn, Howard [2003], “Short-Term Loans and Long-Term Relationships: relationship lending in early America,” *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol.35, No.4, pp. 485-505

Nakamura, Leonard I. [1993], “Commercial Bank Information: implications for the structure of banking,” in Klausner, Michael, and Lawrence J. White, eds., *Structural Change in Banking*, Business One Irwin, Homewood, Illinois pp. 131-160

